

## きじはたの採捕の制限に関する指示について

### 1 指示の経緯

現在、漁業者が資源管理のために、自主規制でキジハタの小型魚（27cm 未満）の再放流や種苗放流に取り組んでいる。

令和 4 年度に、漁業者だけでなく一般の方にも 27cm 未満のキジハタの採捕制限を適用する委員会指示を発出した。

### 2 現在の指示（鳥取海区漁業調整委員会告示第 1 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 号第 1 項の規定に基づき、きじはたの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和 4 年 3 月 11 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板 倉 高 司

#### 1 指示内容

鳥取県海面において船舶を使用して全長 27 センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。また、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

#### 2 指示期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

### 3 指示後の対応

- 告示された委員会指示を各漁協、遊漁船業者、島根県水産課、兵庫県但馬水産事務所、鳥取県水産課、鳥取県境港水産事務所、鳥取県栽培漁業センター、鳥取県水産試験場に周知。
- チラシ・ポスターを、各漁協、釣具店、遊漁船業者、ボートパークへ配布。
- 現在までに、指示について、事務局への問い合わせ等はない。

### 4 指示（案）

指示内容：現在の指示のとおり

指示期間：令和 5 年 7 月 1 日から令和 年 6 月 30 日まで（1 年間もしくは 3 年間 ※）

※ キジハタ資源の有効活用について協議する鳥取県キジハタ栽培漁業推進協議会が 5 月に開催予定であり、同協議会において、漁業者による自主規制の継続の意思があり、現在の指示内容についての特段の意見がなければ、指示期間を 3 年に延長いただきたい。

（参考）

#### 1 鳥取県における漁業者による 27 cm 未満魚再放流の自主規制に至る経緯と現状

- 小型魚保護のため、酒津（鳥取市）では平成 20 年から 22 cm 未満魚の保護を実施。
- 平成 23 年の第 1 回鳥取県沿岸漁業調整協議会において、全長 27 cm 未満魚の再放流を淀江（米子市）～賀露（鳥取市）で進めていくことが決定された。
- 平成 28 年の種苗放流事業化を機に、県下統一で全長 27 cm 未満の小型魚の再放流に取り組んでいる

#### 2 再放流を 27cm とした理由

- 産卵を本格的に始めるのは全長 27 cm 程度の個体からであること、また、本種は雌性先熟（小型魚はすべて雌で成長に応じて雄に性転換する）であるため、小型魚の保護は産卵親魚を保護することになるため。

#### 3 他県の事例

山口県日本海海区漁業調整委員会・山口県瀬戸内海区漁業調整委員会

「全長 30 センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りではない。」（平成 25 年 10 月 1 日から毎年）

